

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)E-mail✉ [勝部 純](#)E-mail✉ [西田 朝輝](#)E-mail✉ [松本 佳子](#)E-mail✉ [宮本 聡](#)

## 目次

- I バイデン政権による反汚職戦略の公表及び企業における留意点／勝部 純
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

## I バイデン政権による反汚職戦略の公表及び企業における留意点

執筆者: 勝部 純

2021年12月6日、米国のバイデン政権は、初めての包括的な反汚職戦略(United States Strategy on Countering Corruption、以下「反汚職戦略」といいます。)を公表しました<sup>1</sup>。本稿においては、反汚職戦略の背景及び概要を紹介するとともに、反汚職戦略の公表を受けて企業が留意すべき点について解説します。

## 1. 米国反汚職戦略の背景及び概要

バイデン政権は、2021年6月3日、汚職に対する戦いを米国の国家安全保障上の中心的な利益と位置付け、良いガバナンスの促進を主導し、米国及びグローバルの金融システムの透明性を高め、国内外の汚職を阻止することを表明しました<sup>2</sup>。また、米国司法省(Department of Justice、以下「DOJ」といいます。)は、同年10月28日、国境を越えた汚職と戦うこと等を目的として、企業犯罪執行ポリシー(Corporate Criminal Enforcement Policies)を改訂して執行方針を強化し<sup>3</sup>、さらに、OECDは、同年11月26日、過去の反汚職勧告の内容を強化する2021年版反汚職勧告を公表しました<sup>4</sup>。バイデン政権が同年12月6日に公表した反汚職戦略は、これらの反汚職の潮流を背景として、米国が国内及び諸外国の政府及び民間パートナーと協力し、汚職及び関連犯罪を阻止するための包括的なアプローチとして策定されました。

反汚職戦略は、5つの戦略的柱とそれらを支える一連の努力(Lines of Efforts)により構成されており、5つの戦略的柱の概要は以下のとおりです。

<sup>1</sup> 2021年12月6日付け「United States Strategy on Countering Corruption」(<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/12/United-States-Strategy-on-Countering-Corruption.pdf>)及びそのサマリー(Fact Sheet)(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/06/fact-sheet-u-s-strategy-on-countering-corruption/>)

<sup>2</sup> 2021年6月3日付け「Memorandum on Establishing the Fight Against Corruption as a Core United States National Security Interest」(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/06/03/memorandum-on-establishing-the-fight-against-corruption-as-a-core-united-states-national-security-interest/>)

<sup>3</sup> 2021年10月28日付け「Corporate Crime Advisory Group and Initial Revisions to Corporate Criminal Enforcement Policies」([https://cdn.lawreportgroup.com/acuris/files/anti-corruption-report/2021\\_10\\_28\\_dag\\_memo\\_re\\_corporate\\_enforcement.pdf](https://cdn.lawreportgroup.com/acuris/files/anti-corruption-report/2021_10_28_dag_memo_re_corporate_enforcement.pdf))

<sup>4</sup> 2021年11月26日付け「2021 Recommendation for Further Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions」(<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/2021-oecd-anti-bribery-recommendation.htm>)

### 第1の柱: 汚職と戦うための米国政府の努力の現代化、連携、リソース増強

- ✓ 汚職の当事者とそのネットワークに関する情報収集・分析を優先し、汚職の国境を越えた側面を更に理解し、これに対応する
- ✓ 反汚職活動を米国政府の主要省庁における横断的な優先事項として取り組む
- ✓ 法執行のためのリソースを増強し、また、情報コミュニティと法執行機関間の情報共有を強化する

### 第2の柱: 不正資金の阻止

- ✓ 不透明な企業構造の背後に隠れた犯罪者を特定するために実質的所有者の透明性に関する規制を制定する
- ✓ 不正資金の隠匿や犯罪収益の洗浄に不動産が用いられる場合に、それを明らかにするため、不動産取引に近い当事者を対象とした規制を制定する
- ✓ 連邦議会と協力し、また、既存の規制内で、弁護士、会計士、信託・企業サービスプロバイダー等の金融システムのゲートキーパーが監視を逃れることを困難にする
- ✓ 国際的な金融システムの透明性を高めるため、多国間フォーラム、外交的関与、法執行協力、反マネーロンダリング体制を強化するための能力構築を通じてパートナー国と協力する

### 第3の柱: 汚職の当事者に責任を課す

- ✓ 汚職を暴くジャーナリスト等、市民社会やメディア関係者を支援・保護するため、外交・開発努力を強化する
- ✓ 外国贈収賄の発見・阻止にパートナー国を関与させるための新たなイニシアティブを立ち上げる
- ✓ 米国金融機関が保有する外国政府の汚職関係資産を特定・回収する米国政府の能力を強化する
- ✓ 米国企業及びグローバル企業による汚職防止コンプライアンスプログラムの導入・実施を奨励し、国際的なビジネス環境を改善するため、民間セクターと協力する

### 第4の柱: 多国間の反汚職構造の維持・強化

- ✓ G7及びG20と協力して、省庁横断的で強力な透明性及び反汚職の対策を実施する
- ✓ 汚職を標的とする、説明責任があり効果的かつ強靱な安全保障機関を構築・拡大する
- ✓ オープン・ガバメント・パートナーシップ、採取産業透明性イニシアティブ(Extractive Industries Transparency Initiative(EITI))等の多くのイニシアティブにおける米国の参加を再活性化する

### 第5の柱: 反汚職政策の目標を達成するための外交的関与の改善及び外国の援助資源の活用

- ✓ 反汚職を外交努力の優先事項として取り組む
- ✓ 透明性・説明責任等の政府間援助の基準を見直し、再評価する
- ✓ 反汚職に焦点を当てた米国の支援を拡大し、支援の有効性を監視する
- ✓ 世界中の不測の事態に対応するため、反汚職イニシアティブ及び広範な支援の取組みの更なる柔軟性を構築する
- ✓ 公的部門の反汚職能力及び独立した監査・監督機関等への支援を強化する

## 2. 企業における留意点

反汚職戦略においては、刑事及び民事の執行活動を通じて、海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act (FCPA))及びその他の法令を引き続き積極的に執行する旨が明示されており、特に、外国贈収賄について、米国政府は、外国贈収賄の事案を積極的に摘発するとともに、執行に関して同様の法令が制定されるよう外国政府と協力するとされています。

反汚職戦略の下で米国政府による国内外企業に対する法執行が更に活発化し、また、米国以外の国においても法制度・法執行が強化されることが予想される中、企業としては以下のような点に留意すべきです。

- 贈賄等を発見・是正するコンプライアンスプログラムを導入すること、既に導入されている場合はその実効性の見直しを行うこと<sup>5</sup>
- 特にグローバルにビジネスを行っている企業においては、海外関係会社も含めたグローバル内部通報制度を導入すること、既に導入されている場合はその実効性の見直しを行うこと
- ビジネスパートナー、代理店、M&A の対象会社等に関する贈収賄・デュー・ディリジェンスを実施する体制を構築すること、既に構築されている場合はその実効性の見直しを行うこと<sup>6</sup>
- 反汚職に関する米国及び諸外国における法令改正、新法令の制定等の状況を注視すること
- 各国当局の法執行活動の状況を注視すること<sup>7</sup>

## II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2021年11月24日】

### 東証、「上場企業のコーポレートガバナンスの取組と効果に関する調査(2021年)調査結果報告書」を公表

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20211124-01.html>

2021年11月24日、株式会社東京証券取引所は、「上場企業のコーポレートガバナンスの取組と効果に関する調査(2021年)調査結果報告書」を公表しました。同報告書は、上場企業における取締役会の実効性向上、指名・報酬委員会等による監督機能、CEO の選解任・後継者計画、資本コスト経営の実践、グループガバナンス及びサステナビリティに関する取組や成果を紹介しています。

【2021年12月9日】

### 総務省、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ(案)」を公表

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=145209850&Mode=0>

2021年12月9日、総務省は、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ(案)」を公表しました。この取りまとめ(案)は、総務省が、2021年6月以降、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会を開催し、検討を進めた結果をまとめたものであり、その概要は下記のとおりです。

#### ①情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方

- ・ 電波の有限希少性を理由とした自国民優先の考え方は引き続き重要であり、我が国の安全保障の観点から、放送法、電波

<sup>5</sup> コンプライアンスプログラムを見直すに当たっては、DOJ が 2020 年 6 月に公表した効果的なコンプライアンスプログラムのガイドラインのアップデート版も参考になります(<https://www.justice.gov/criminal-fraud/page/file/937501/download>)。また、DOJ 及び米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)が 2020 年 7 月 3 日に公表した FCPA ガイドライン(A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act)の改訂版(<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>)において、DOJ 及び SEC が、特に買収者が強固なコンプライアンスプログラムを整備しており、当該プログラムを合併又は買収の対象企業において実施できる限り速やかに実施する場合、当該企業合併及び買収に潜在的なメリットがあると認識している旨指摘されています(なお、FCPA ガイドラインの改訂版の解説については、[本ニューズレター2020年7月31日号](#)(「米国 DOJ・SEC の FCPA ガイドライン改訂版の分析」)をご参照下さい。)

<sup>6</sup> FCPA ガイドライン改訂版において、DOJ 及び SEC は、強固な買収前のデュー・ディリジェンスが不可能である場合があることを認識しており、そのような場合は、買収者による買収後のデュー・ディリジェンスやコンプライアンスの統合に向けた努力が適時に、そして網羅的になされているかに着目する旨指摘されています。

<sup>7</sup> 仏エアバス社がビジネスパートナーを通じて世界各国の政府関係者に対する贈賄行為を行った事案において、エアバス社は米国、フランス及び英国の当局に対して総額約 39 億米ドルの罰金を支払った事案(DOJ2020 年 1 月 30 日付けプレスリリース(<https://www.justice.gov/opa/pr/airbus-agrees-pay-over-39-billion-global-penalties-resolve-foreign-bribery-and-itar-case>)) に象徴されるように、各国当局が連携して捜査・摘発を行う傾向が見られます。

法等の個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは、基本的には妥当と考えられる。

#### ②出資規制及び外国人役員就任規制の在り方

- ・ 放送法、電波法等に設けられている出資規制及び外国人役員就任規制の枠組みについては、引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することが適当と考えられる。
- ・ 他方で、実際に事業者等の外資比率が基準値以上となった場合等には、当該事業者等の認定等を取り消す現行制度のほか、外国人等の支配による懸念が直ちにはないと認められる場合等においては、期間を定めて是正を促す制度を導入することが適当と考えられる。

#### ③外資規制の実効性確保方策

- ・ 放送法及び電波法の外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする政省令改正を速やかに進めることに加え、放送事業者等及び無線局について、外資規制に係る事項に変更があった場合には、届出を求める制度を導入することが適当と考えられる。
- ・ 社会的影響力が相対的に低い一部の事業者等を除き、当該放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入することが適当と考えられる。

#### ④外資規制の担保措置の在り方

- ・ 名義書換拒否及び議決権制限の各制度は、放送法等の外資規制の適合状況を規制の範囲内に維持し又は抑制する補完措置として維持することが適当と考えられる。
- ・ また、これらの補完措置をより確実に機能させるため、事業者等において、例えば相互保有株式など会社法により議決権が制限される株式も十分に把握し、外資比率の算定を遺漏なく行える取組を講じていくことが適当と考えられる。

#### ⑤審査体制の在り方

- ・ 外資規制の審査体制の強化を図るため、総務省に外資規制の審査を総合的かつ一元的に取り扱う体制を整備することが適当と考えられる。
- ・ また、外資規制の実効性を一層確保する観点から、事業者等において、外資規制に適合するために講ずることのできる措置等をしっかり認識するとともに、行政庁に外資規制の適合状況の報告を行うために必要な体制強化等に取り組むことが強く求められる。

【2021年12月14日】

#### **経団連、企業行動憲章実行の手引き「第4章 人権の尊重」を改訂、「人権を尊重する経営のためのハンドブック」を策定**

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/115.html>

一般社団法人日本経済団体連合会は、企業行動憲章実行の手引きのうち「第4章 人権の尊重」の章を改訂するとともに、「人権を尊重する経営のためのハンドブック」を策定しました。

企業行動憲章実行の手引きのうち「第4章 人権の尊重」において、「人権デュー・ディリジェンス(人権DD)」、「是正」に関する項目が新設され、以下のアクションプランを実行するなどして、人権侵害の発生を防止し、発生した場合には速やかにその是正に努めることなどが求められています。

- 人権リスクの評価(アセスメント)
- 人権リスクに適切に対処するための社内部門・手続への統合と適切な措置の実施
- デュー・ディリジェンスに関する活動の計画や措置の実施状況や有効性について継続的に追跡調査
- デュー・ディリジェンスの方針やプロセス、顕在的又は潜在的な負の影響を特定し対処するために行った活動などに関し情報開示

また、「人権を尊重するための経営のためのハンドブック」では、役員や実務担当者向けに人権を尊重するための経営に関する企業等の取組事例を紹介したり、ビジネスと人権をめぐる最新動向等を説明しています。



【2021年12月15日】

**消費者庁、「消費者契約に関する検討会報告書」に関する意見募集の結果を公表**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=235030042&Mode=1>

2021年12月15日、消費者庁は、「消費者契約に関する検討会報告書」に関する意見募集の結果を公表しました。同報告書の内容については、[本ニュースレター2021年9月30日号](#)(「消費者庁、消費者契約に関する検討会『報告書』公表」)をご参照ください。

【2021年12月15日】

**消費者庁、「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」に関する意見募集の結果を公表**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=235030043&Mode=1>

2021年12月15日、消費者庁は、「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」に関する意見募集の結果を公表しました。同報告書の内容については、[本ニュースレター2021年10月29日号](#)(「消費者庁、消費裁判手続特例法等に関する検討会の報告書を公表」)をご参照ください。

【2021年12月17日】

**消費者庁、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令案等を公表**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235020021&Mode=0>

消費者庁は、2021年4月28日に成立した取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(以下「本法律」といいます。)に関して、同法の施行令案、施行規則案及び「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第3条第3項に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者が行う措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針(案)」を公表しました。

本法律の内容については、[本ニュースレター2021年5月31日号](#)(「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律、成立」)をご覧ください。

【2021年12月20日】

**政府、重要インフラ事業者にサイバー攻撃への備えを義務付け**

2021年12月20日日本経済新聞

2021年12月20日付け日本経済新聞によれば、政府は、2021年度中に改定予定の重要インフラ行動計画において、サイバーセキュリティ基本法に基づく措置として、情報通信や金融など<sup>8</sup>の重要インフラ事業者に対して、サイバー攻撃に対する体制整備や対処計画の作成等によりサイバー攻撃への備えをするよう義務付ける旨を明記する方針であるということです。

また、罰則はない見込みであるものの、所管官庁や内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が定期点検を行い、上記の対応が不十分である場合は改善を求めるとのことです。

【2021年12月20日】

**日本監査役協会、「企業におけるコロナ禍の影響および監査役等の監査活動の変化について」を公表**

<https://www.kansa.or.jp/news/post-2539/>

公益社団法人日本監査役協会は、コロナ禍における各社の社内体制等やリスク認識の変化及び監査役等の監査活動の変化などの実態を明らかにするため、協会会員のうち2222社に対するアンケートを実施した結果、及び当該アンケート結果を踏まえた監査役等への監査への提言を取りまとめた報告書を公表しました。

本報告書の中では、今後のコロナ禍での監査について、例えば以下の提言がなされています。

<sup>8</sup> 情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、科学、クレジット及び石油の14分野のことである。

- リモートの利点を活かし、ヒアリングの対象者及び開催頻度を増やす。
- 内部監査部門や会計監査人の目的、権限や責任の範囲が異なることを十分理解した上で、監査視点や監査計画について双方向のコミュニケーションを図り、監査役等の懸念事項や問題意識等を共有する。
- ヒアリング実施時には、リモートワークにまつわる業務負担の変化、コミュニケーション不足に由来する職員の心身の負担について配慮する必要がある。
- 役職員が対面で接する機会が減少し、不正の端緒を発見しにくくなったと言われる中で(不正の「機会」)、コロナ禍により業績が悪化している(不正の「動機」)にもかかわらず、売上へのプレッシャーを受けた等の理由から(不正の「正当化」)、会計不正等が発生するリスクが高まるおそれが生じている。監査職務の基本である会計不正や企業不祥事の防止について注視していく必要がある。
- 内部通報制度の通報件数など利用実態を再確認し、会社が職員に対し改めて制度を周知するなど利用を促進していく。

【2021年12月21日】

**金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211221.html>

金融庁は、サステナビリティ情報に関する開示の好事例を含めた、「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表しました<sup>9</sup>。

本事例集の中では、「気候変動関連」と「経営・人的資本・多様性等」に分けて好事例集を公表しています。

「気候変動関連」について、投資家・アナリストが期待する開示のポイントとして、例えば、以下の分析がなされています。

- 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)による提言では、ガバナンス、戦略、リスク管理及び指標と目標について推奨される開示内容を提言しているところ、この4つの枠組みに沿った開示は有用である
- 気候変動リスクをどのようにモニタリングしているかについて開示することは重要である

「経営・人的資本・多様性等」について、投資家・アナリストが期待する開示のポイントとして、例えば、以下の分析がなされています。

- サステナビリティ事項が企業の長期的な経営戦略とどのように結びついているかをストーリー性をもって開示することが重要
- 重要業績評価指標(KPI)については、定量的な指標を時系列で開示することが重要

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

<sup>9</sup> 前回の更新は2021年3月22日であり、その際は、「重要な会計上の見積り」、「監査の状況」、「役員の報酬等」の開示の好事例が追加されていました(本ニュースレター2021年4月30日号(「金融庁、『記述情報の開示の好事例集 2020』の追加・公表」)参照)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 